

公的年金制度研究の現状

- 駒村康平・渋谷孝人・浦田房良著『年金と家計の経済分析』(東洋経済新報社、2000年)を中心に -

本書の問題意識 (ページ)

公的年金改革議論は、マクロの視点、財政均衡の視点が多い、家計に与える実証的研究不十分
アンケート調査の個票をもとに、年金と家計行動のかかわりの実証的分析...(1)
生活者の実感をともなった公的年金改革のあるべき姿を論ずる...(2)

(1) 公的年金の家計の影響に関する実証分析 (第 6 章 ~ 第 10 章)

- ・ 公的年金への信頼度が家計の貯蓄率に影響しているか (これまでの研究は公的年金を家計にとっての安全資産と仮定している)
公的年金を信頼していない若年層、中年層は貯蓄率が高いか (消費を抑制しているか): 有意でない
- ・ 公的年金に対する信頼度、期待度が老後の就業意欲に影響しているか
公的年金に対する confidence、prospect に応じて就業・引退計画、貯蓄計画を決定している
- ・ 公的年金が家計の資産選択に影響しているか
公的年金資産が資産選択に与える影響は限定的。個人年金への加入と公的年金への信頼度は関連あり
- ・ 公的年金が生命保険の加入行動に影響しているか
公的年金は、老後の所得保障だけでなく、死亡保障機能も有する。家計にとっては遺贈可能資産でもある。公的年金と生命保険が代替関係にあるという実証分析結果

* 政策的インプリケーション

- ・ 「不透明な公的年金財政に対して家計の貯蓄行動が過度に反応しないように、年金財政見通しを明らかにする」「高齢者だけに給付を保証するのではなく、若年・中年家計も支持しうる持続可能な年金制度を提示する」(98 ページ)
- ・ 「家計は、十分な時間が与えられれば、年金改革に対応した老後の生活保障手段を用意する可能性がある。・・・政府は早期に長期的な年金計画を提示し、就業・引退計画における不確実性を払拭する必要がある」(107 ページ)
- ・ 公的年金を補完あるいは代替しうる金融資産の提供にむけて、供給側の努力が一層重要、政府は具体的かつ長期的な公的年金の将来像を早期に示す必要 (134 ページ)
- ・ 遺族年金が縮小されたとしても民間の生命保険が十分受け皿になりうる (145 ページ)

(2) 1999 年年金改革の評価

財政方式

積立方式と賦課方式

経済状況と人口構造の変化と年金政策

堀勝洋、村上清、高山憲之、金子勝：賦課方式

八代尚宏、著者：「小さな積立方式」

八田達夫：積立方式

社会保険方式か税方式か、拠出ベースは所得か消費か
著者の主張：所得に対する国民保険料負担の上昇が空洞化の根拠に必ずしもならない 保険料上昇による未納率の上昇を理由とした消費税方式の導入に同意できない
消費税（支出税の次善策として）への移行による家計への影響
自営業者世帯：負担減少
サラリーマン世帯（専業主婦世帯）
：家計負担にはほとんど変化なし
ボーナスを考慮すると低所得層のサラリーマン世帯は負担増
総報酬制まで考慮すると中位所得層以下のサラリーマン世帯は負担増

年金水準

著者の主張：報酬比例部分の引き下げ

- ・ 給付水準引き下げは、現在のモデル年金水準が 23.1 万円であり、無職高齢夫婦世帯の消費支出と同水準であることを考えると当然（156 ページ）
- ・ 基礎年金を 10%程度引き下げるといった案もあったが、定額給付の基礎年金ではなく、従前所得保障を目的とした報酬比例年金のみを引き下げ対象とするという判断は妥当（156 ページ）

スライド

著者の主張

- ・ 基礎年金
裁定後も賃金スライド継続（医療保険や介護保険では高齢期も保険料負担を求められる、利用者負担もある）
- ・ 報酬比例年金
報酬比例年金のみ裁定前後の賃金スライドを停止、賃金の再評価を賃金上昇率でなく物価上昇相当とする

第 3 号被保険者問題

著者の主張：公平で中立な制度にするためには個人単位の年金権の確立が不可欠

所得分割方式：夫婦の合算所得を 2 分の 1 に、受給権を夫婦それぞれにして個人単位の（自営業とのバランス、事業主負担の問題）

ここでの水平的公平性は専業主婦世帯と共働き世帯だけしか考慮に入っていない？
多様な世帯があることは考慮されているか？